

## グループ会社内での債券、為替及びデリバティブに係る業務のための情報の共有について

JP モルガン証券株式会社  
JP モルガン・チェース銀行東京支店

JP モルガン証券株式会社及び JP モルガン・チェース銀行(以下、「当社等」といいます。)は、債券、為替及びデリバティブに係る業務におきまして、当社等の職員を兼職させること等を通じて、お客様のもとへより一段と洗練されたサービスを幅広くご提供させていただいております。かかるサービスを継続的にご提供させて頂くためには、当社等の健全性の維持はもとより、商品・サービスの開発・改善・ご案内を含めて、広い視野に立ったグループ管理が必要になって参ります。そのため、当社等は、法令の許容する範囲において、お取引情報を含むお客様の非公開情報のうち、債券、為替及びデリバティブに係る業務に関連するもの(以下「特定業務関連非公開情報」といいます。)を共有させて頂く場合がございます。

但し、当社等においても、債券、為替及びデリバティブに係る業務を行う上で必要な社員のみがかかる情報を知ることができ、情報の機密性が損なわれることのないよう最大限の注意を払うと同時に、アクセス制限を設けることその他の方法により、特定業務関連非公開情報が不正にアクセスされたり、当社等の間において、債券、為替及びデリバティブに係る業務以外の業務に用いられたいしないよう特定業務関連非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。したがって、必ずしも当社等全部の間で情報共有がなされるものでもございません。また、個別に守秘義務契約を締結頂いているお客様の情報に関しましては、当該守秘義務契約を遵守すべく今後も管理して参ります。

当社等は、上記のとおり統合的な業務運営によってよりよいサービスを提供できると考えているお客様に対し、当社等の全部又は一部において、債券、為替及びデリバティブに係る業務に関する情報共有を開始する前に情報共有の停止を求める機会につき個別にご案内申し上げます。当社等のいづれかより「グループ会社内での債券、為替及びデリバティブに係る業務のための情報の共有について」と題する書面やメールをお受け取りになられましたお客様(以下、「対象顧客」といいます。)につきましては、本書の記載が適用されます。なお、お客様が債券、為替及びデリバティブに係る業務に関する情報共有の対象顧客に該当するかにつきましては、下記 6 に記載の相談窓口にご連絡して頂くことによっても確認することができますので、ご不明の場合にはご連絡下さいませよう宜しくお願い申し上げます。

なお、念のために追記致しますが、以下の取扱いは、JP モルガン証券及び JP モルガン・チェース銀行が、お客様から直接取得した非公開情報をそれぞれの社内で必要に応じて共有することを制約するものではなく、例えば JP モルガン・チェース銀行の債券、為替及びデリバティブに係る業務を行う部門がその業務に関してお客様から直接取得した非公開情報は JP モルガン・チェース銀行内において引き続き必要な範囲で情報共有させていただく場合がございます。また、別途お客様より情報共有同意を既に頂いている範囲につきましては本書の対象外となります。

なお、当社等の特定業務関連非公開情報の共有の取扱いに関する詳細は次の通りです。

#### 1. 共有する情報の範囲

特定業務関連非公開情報：

当社等が現在までに知りえた対象顧客に関する非公開情報（過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の「非公開情報」（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号）を指します。以下「非公開情報」といいます。）及び将来において知りうる対象顧客に関する非公開情報のうち、債券、為替及びデリバティブに係る（決済、送金を含む）業務に関するもの。

#### 2. 特定業務関連非公開情報の授受の方法

特定業務関連非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

#### 3. 特定業務関連非公開情報の管理の方法

当社等は、対象顧客から受領した特定業務関連非公開情報については、アクセス制限を設けることその他の方法により、各法人の債券、為替及びデリバティブに係る業務を行う部門において他の営業部門から遮断して管理することとし、非公開特定業務関連情報が不正にアクセスされたり、債券、為替及びデリバティブに係る業務以外の業務に用いられたいしないよう特定業務関連非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。

#### 4. 提供先における特定業務関連非公開情報の利用目的

特定業務関連非公開情報の提供を受けた当社等は、より一段と洗練されたサービスをお客様に提供すべく、債券、為替及びデリバティブに係る業務に関して、下記の目的で対象顧客に関する特定業務関連非公開情報を利用します。

##### (1) 金融商品・サービス等に関する開発、ご提案やご案内のため

J.P.モルガングループとしての総合力を活かして、お客様のニーズにあった金融商品・サービスを開発し、ご提案させていただきます。

##### (2) 金融商品・サービス等のご提供に際しての判断のため

お客様に関するお取引の情報をもとに、J.P.モルガングループが提供する最適な金融商品・サービスをご提案させていただきます。

##### (3) J.P.モルガングループとしての統合的な業務運営・経営管理等の適切な遂行のため

お客様により良いサービスを継続的にご提供できるよう、グループとしての健全な業務運営及び経営管理体制を構築・維持致します。

#### 5. 対象顧客が当社等の特定業務関連非公開情報の共有を希望しない場合における当該特定業務関連非公開情報の管理方法

お客様が、当社等のいずれかに対して、お客様に関する特定業務関連非公開情報の共有を希望しないことを求めた場合、当社等は、かかるお申し出を頂く前に当社等が取得し共有を行った非公開情報については引続き当社等それぞれにおいて適切な管理を行うものの、新たに、特定業務関連非公開情報の共有は致しません。

#### 6. 連絡窓口

当社等によるお客様に関する情報の共有につき、ご質問あるいは、お申し出等がおありの場合には、該当法人の担当営業員にご連絡下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件「グループ会社内での債券、為替及びデリバティブに係る業務のための情報の共有について」に関する一般的なご質問については以下までお願い申し上げます。

JP モルガン証券株式会社及び JP モルガン・チェース銀行東京支店共通の連絡先

〒100-6432

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング

E メールアドレス:[Opt-Out\\_Query@jpmorgan.com](mailto:Opt-Out_Query@jpmorgan.com)